

○総務省令第百八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

総務大臣 武田 良太

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>〔2〕8 略〕</p> <p>9 一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>〔10〕32 略〕</p> <p>(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一GHzから二九・三GHzまでの周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>ロ 携帯移動地球局の送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p> <p>別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表 〔表略〕</p> <p>〔注1〕42 略〕</p> <p>43 1. 618. 25MHzから1, 626. 5MHzまで又は2. 655MHzから2, 690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1. 618. 25MHzから1, 626. 5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 30(10⁻⁶) 〔2〕 略〕</p>	<p>(副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 〔同上〕</p> <p>〔2〕8 同上〕</p> <p>9 一、六一一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>〔10〕32 同上〕</p> <p>(携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)</p> <p>第四十九条の二十三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一GHzから二九・三GHzまでの周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六一一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件</p> <p>〔1〕 変調方式は、四相位相変調であること。</p> <p>〔2〕 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒五〇キロビット以下であること。</p> <p>〔同上〕</p> <p>ハ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p> <p>別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表 〔表同左〕</p> <p>〔注1〕42 同左〕</p> <p>43 1. 621. 35MHzから1, 626. 5MHzまで又は2. 655MHzから2, 690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1. 621. 35MHzから1, 626. 5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 30(10⁻⁶) 〔2〕 同左〕</p>
---	--

<p>[44～57 略]</p> <p>別表第二号 (第6条関係)</p> <p>[第1～第39 略]</p> <p>第40 1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。</p> <p>[第41～73 略]</p>	<p>[44～57 同左]</p> <p>別表第二号 (第6条関係)</p> <p>[第1～第39 同左]</p> <p>第40 1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、31.5kHzとする。</p> <p>[第41～73 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)
 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 「(1)・(2) 略」

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

送 信 装 置		一 装 置	
送信速度	〔略〕	二 試験項目	〔略〕
低周波発振器 オシロスコープ	〔略〕	三 測定器等	〔略〕
	〔略〕		〔略〕
	〔略〕	四 特定無線設備の種別	
	〔略〕	備設線無の二の号八十二第項一第条二第	
	〔略〕	〔略〕	

改正前

別表第一号 「同上」
 一 「同上」
 「(1)・(2) 同上」

(3) 「同上」

ア 「同上」

送 信 装 置		一 装 置	
送信速度	〔同上〕	二 試験項目	〔同上〕
低周波発振器 オシロスコープ	〔同上〕	三 測定器等	〔同上〕
	〔同上〕		〔同上〕
	〔同上〕	四 特定無線設備の種別	
	〔同上〕	備設線無の二の号八十二第項一第条二第	
	〔同上〕	〔同上〕	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。